

千代田区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

千 代 田 区 長           樋   口   高   顕

千代田区規則第46号

千代田区保健所長委任規則の一部を改正する規則

千代田区保健所長委任規則（平成12年千代田区規則第79号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表39の項中「歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下この項において「政令」）」を「歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号。以下この項において「省令」）」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（5） 省令第13条第 3 項の規定による歯科技工所番号の通知

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。